

令和7年度

事業計画書

社会福祉法人清須市社会福祉協議会

令和7年度事業計画

令和7年度は、清須市地域福祉計画（令和7年度～11年度）が初めて実施されます。社協の地域福祉活動計画も一体的に策定したことにより、清須市における地域福祉を推進する目的や方針が整理され、市、社協ともに同じ目標に向かって地域福祉を推進することとなります。

共通の目標の実現のために、実施計画においては、市と社協とで役割を分担し、効率的に事業展開する一方、両者が協力してより効果的に実施する事業など、従来以上に地域福祉を推進する体制が整ったところです。

令和7年度は、この地域福祉計画及び地域福祉活動計画に沿って事業を実施します。

(1)地域福祉の意識の醸成では、必要な人に必要な情報が届くための情報発信の工夫、将来に向けた福祉人材の育成のための福祉教育、広く市民が福祉についての興味と関心を持てる機会を作ります。

(2)地域支え合い活動の推進では、ブロック社協、当事者団体、ボランティア団体等が実施する支え合い活動の支援、協議体による新たな助け合い組織の創設・育成、従来のサービスにない新たな支え合い活動の創設支援を行います。

(3)参加と活動の場の確保と交流促進では、「みんなの元気塾」をはじめとした市民が地域参加できる場の確保、サロンやフードドライブ事業への参加、ボランティア団体への活動支援、企業の社会貢献活動参加促進等を行います。

(4)包括的な支援体制の充実では、重層的支援体制整備事業に向けた準備、市との連絡調整、相談窓口の充実や多機関連携を推進します。

(5)多様な困難を抱える人への支援では、基幹相談支援センターの相談体制の充実、地域包括支援センターによる認知症地域支援・ケア向上事業、成年後見支援センターの相談体制の充実を目指します。また、引きこもりの方の支援や居場所づくり、地域参加支援など既存の制度で対応できないニーズへの対応を今後研究します。

(6)福祉サービスの充実と適切な利用の推進では、職員研修等によるサービスの質の向上、特定事業所加算の取得、コンプライアンスの遵守等を推進します。

(7)権利擁護体制の強化では、虐待を防止するための取組み、成年後見制度の活用、法人後見の調査、エンディングサポート体制の調査・研究を図ります。

(8)安心して暮らせる環境の確保では、災害対策はもとより、見守り活動の推進や移動手段の確保等を進めます。

また、経営体制の強化や働く人と場の充実を目指した発展強化計画による法人基盤の整備や災害対策計画に記載されているBCPや災害対策も引き続き取り組みます。

<清須市社会福祉協議会>

地域福祉活動計画・発展強化計画（中期経営計画）・災害対策計画

体系図

理念 私たち一人ひとりが自分らしく安心して暮らせる福祉のまちづくり

種別	基本目標	基本方針
みんなではぐくむ 清須 安心していきいきと暮らせるまち 地域福祉活動計画	1 地域の支え合いの仕組みづくり	(1)地域福祉の意識の醸成 (2)地域支え合い活動の推進 (3)参加と活動の場の確保と交流促進
	2 必要とする人に必要な支援が届く仕組みづくり	(1)包括的な支援体制の充実（重層的支援体制に向けた検討） (2)多様な困難を抱える人への支援 (3)福祉サービスの充実と適切な利用の推進
	3 安心・安全な暮らしのための環境づくり	(1)権利擁護体制の強化 (2)安心して暮らせる環境の確保
発展強化計画	1 経営体制の強化	(1)経営体制の強化、信頼ある組織づくりと法人基盤のさらなる整備の推進
	2 働く人と場の充実	(2)職員がいきいきと働ける職場環境の構築及び専門性を活かした市民サービスの向上
	3 財政基盤の充実・強化	(3)経営の透明性の確保、財政基盤の充実及び強化
	4 参加と協働・連携の場づくり	(4)市民やあらゆる関係機関の参加と協働・連携を図った地域づくりの推進
災害対策計画	1 社協業務の早期復旧	(1)災害からいち早く復旧できる体制の整備
	2 市民生活の復旧・復興	(2)市民生活の復旧・復興を支援するしくみの整備
	3 参加と協働・連携の場づくり	(3)市民やあらゆる関係機関の参加と協働・連携を図った地域づくりの推進

取り組み内容

地域福祉活動計画関連

1-(1) 地域福祉の意識の醸成

- ・広報紙やホームページだけではなく、新しい SNS や動画配信等を導入し、若い世代や子どもたちへも福祉関係情報が届くように提供方法を工夫します。
- ・ボランティア活動等福祉活動への参加を図るための講演会や福祉イベントを開催します。
- ・児童、生徒の福祉教育のため福祉実践教室や総合学習支援を実施します。
- ・学校・学年に合った効果的な福祉教育プログラムの開発により、福祉教育を充実させます。
- ・大学等、新たな福祉協力校の指定に向け、市や学校と調整を行い準備を進めます。
- ・子どもの福祉教育の一環として子ども福祉体験を実施します。
- ・市民が身近に学習できる新たな講義メニューの開発により、地域、団体、学校等の対象や要望に合わせた内容が選択できるように整理し、福祉学習会等を支援します。
- ・地域、団体、企業向けに福祉出前講座を実施します。
- ・法人設立 20 年の節目の年を迎えるにあたり、これまでの福祉事業の振り返り、顕彰等の 20 周年記念事業を実施します。

1-(2) 地域支え合い活動の推進

- ・ブロック社協活動の推進や活動支援、未実施ブロックへの働きかけを行います。
- ・地域情報の更新や新たな情報の収集がスムーズに行えるよう、地域アセスメント方法の見直しを行います。
- ・重層的支援体制整備事業の本格実施に向け、アウトリーチの実施方法について見直しを行い、潜在化しているニーズの掘り起こしや支援体制の整備に努めます。
- ・潜在的なニーズの掘り起こしをアウトリーチの
- ・協議体にて支え合いのしくみづくりや社会資源の創出に向けた協議を進めます。
- ・新たな支え合い活動（ゴミ出し支援・買物支援）の創設を研究します。

1-(3) 参加と活動の場の確保と交流促進

- ・ブロック社協、ボランティア団体、当事者団体等への助成や相談援助等の活動支援を継続して行います。
- ・ボランティア活動や地域活動を支援するための資器材を整備します。
- ・傾聴のニーズに対応できるように、傾聴ボランティア養成講座を開催し、傾聴ボランティアを養成します。
- ・高齢者等の生活を支援するために、家事サポーター養成講座を開催します。

- ・ふれあいサロンの新しいプログラムを提案し、地域活動の活性化を図るために、「つながるサロン」を実施します。
- ・地域活動への参加、ひきこもり防止、健康増進のため、「みんなのげんき塾」を実施します。
- ・より多くの市民へ福祉活動を啓発するために、寿会等各種団体と連携したスマホ講座の開催等地域福祉活動を実施します。
- ・福祉関係事業所、企業、商工会、商店等企業の得意分野を生かした社会貢献活動を提案します。
- ・地域における福祉学習会等の充実のため、企業等から講師や協力者を発掘していきます。
- ・フードドライブ事業を充実させ、市民や企業から支援の輪が広がるように工夫します。

2-(1) 包括的な支援体制の充実（重層的支援体制に向けた検討）

- ・市民が相談しやすい窓口となるよう広報活動、相談しやすい雰囲気・接遇、プライバシーが確保される相談スペースの構築に努めます。
- ・地域の専門職やあらゆる分野の相談窓口と迅速に連携が取れるよう、日常的に情報交換や交流の機会を作っていきます。
- ・他の相談窓口や専門機関が実施する会議や研修会に参加し、顔の見える関係づくりや多職種連携を進めます。
- ・重層的支援体制整備事業移行準備事業の導入にあたり、市が実施する多機関協働事業に参加するとともに、本格実施に向け市との協力体制の強化を図ります。また、社協内部においても研修会を開催するなど連携体制の強化に努めます。

2-(2) 多様な困難を抱える人への支援

- ・生活福祉資金等の活用により生活困窮者の支援を実施します。また、貸付利用者への償還相談にのるとともに、適切な機関へつなぐ等のフォローアップ支援を行います。
- ・食品配布会（奇数月に開催）等の機会を通して、生活困窮、障害、介護等の多様なニーズの把握に努め、多機関協働による支援につなげます。
- ・認知症カフェ、介護講座、介護者リフレッシュ事業等介護者への支援を行います。
- ・地域において必要なサロンや居場所づくりの創設に向けた支援のあり方を調査します。

2-(3) 福祉サービスの充実と適切な利用の推進

- ・特定事業所加算の取得等、事業所として質の高いサービス提供に努めます。
- ・利用者の多様なニーズに対応できる体制の整備に努めるとともに、複合的な課題を抱える困難ケースへの対応を行います。

- ・職員の相談援助技術を向上させるため、OJT やOFFJT を通じたスキルアップを図ります。

3-(1) 権利擁護体制の強化

- ・広報紙、リーフレット、出前講座等の活用により、成年後見支援センターの窓口の認知度を向上させます。
- ・権利擁護に関する相談スキルの向上を図り、相談に対して適切に対応します。
- ・後見人の受任調整、後見制度への移行支援等制度が必要な方に、必要なタイミングで利用ができるように支援します。
- ・虐待の防止または虐待事案への適切な対応により、利用者の権利を擁護します。
- ・身寄りのない高齢者等への支援のため、エンディングサポートや法人後見の必要性について調査・研究します。
- ・ケース対応にあたっては、市や司法、福祉等の専門職との連携強化に努めます。

3-(2) 安心して暮らせる環境の確保

- ・災害対策を推進します。（災害対策計画に掲載）
- ・ブロック社協やボランティア団体等の見守り活動を推進及び支援します。
- ・車いすのタイプに応じた福祉車輛の導入などニーズに応じた移動支援の手段を検討します。

発展強化計画関連

1 経営体制の強化、信頼ある組織づくりと法人基盤のさらなる整備の推進

(1)将来ビジョンの明確化

- ・役職員との理念等の共有のために、発展強化計画（中期経営計画）の研修会を実施します。（年1回以上）

(2)ガバナンス強化・透明性の確保

- ・年2回以上の研修会を実施します。（コンプライアンス、リスク管理、利用者保護、虐待防止等）
- ・個人情報保護等に関する社内ルール作りと職員への周知に取り組みます。
- ・適切に必要な情報の開示を行います。（随時）

(3)組織力の強化

- ・研修等を通じた部署間連携を強化します。（検討→実施）
- ・新しい制度や介護保険法改正等の施策への対応力の向上を図ります。（情報収集→実施）
- ・様々な課題にチャレンジしやすい環境を整備します。（検討→実施）

(4)業務の効率化

- ・ICT ツール等の積極的活用に向けて研究します。(研究・検討・導入)
- ・業務課題の洗出し、業務工程を見直します。(検討→実施)
- ・サービスの質が均一化できる業務のマニュアル化を推進します。(検討→実施)

2 職員がいいきと働ける職場環境の構築及び専門性を活かした市民サービスの向上

(1)人材確保・定着支援

- ・人口減少時代を踏まえ、積極的な人材確保を推進します。(職員処遇などの情報公開、訪問によるリクルート活動)
- ・メンター制度等を活用した新人職員等の定着を支援します。

(2)専門職の育成と職員のスキルアップ

- ・研修計画に基づいた研修を実施します。(年5回以上)
- ・資格取得助成制度の周知と利用を促進します。(助成制度利用者年1名以上)
- ・人事評価体制を構築します。(評価精度の向上)
- ・人材育成・組織の活性化のため、人事異動や行政との人事交流を実施します。

(3)働きやすく働きがいのある職場環境の整備

- ・ワークライフバランスの向上を図る取組みを実施します。(実施)
- ・職員が気軽に休憩できる場を整備し、充実させます。
- ・職員の提案や意見を計画等に反映する仕組みを構築します。(実施)
- ・メンタルヘルスやハラスメント対策を実施します。(研修年1回以上)

3 経営の透明性の確保、財政基盤の充実及び強化

(1)財政基盤の充実と強化

- ・財政分析し、収支バランスの維持、改善を図り、健全経営を推進します。
- ・内部監査体制の強化に努めます。(年4回)

(2)継続した事業運営のための財源確保

- ・補助事業及び委託事業の事業効果を検証し、適正な補助金・委託金の確保に努めます。
- ・自主財源の確保、拡充を図ります。(導入)
- ・事業所の健全経営を図ります。(目標設定→実践)
- ・基金の運用方法を見直し、新規事業の立ち上げ等効果的な運用方法を検討します。

4 市民やあらゆる関係機関の参加と協働・連携を図った地域づくりの推進

(1)広報活動の充実・強化

- ・新たなSNSの活用を検討します。(導入)
- ・社協の認知度アップ戦略を立てます。(実施)
- ・企業へのPRを強化し、広告等協賛企業を募集します。(PRの実施 年2回以上)

(2)参加や協働への働きかけ

- ・福祉教育を推進します。(小・中学校・高校・大学 計 14 校)
- ・ブロック社協等の活動を支援します。(27団体)
- ・市民活動・ボランティア団体の増加を図ります。(102団体)
- ・企業と共に地域福祉活動を推進します。
- ・サロン等の活動拠点を整備し、活用します。(5か所)

(3)相談支援体制の充実

- ・関係機関との連携を強化します。
- ・部署横断的な支援体制を充実させます。
- ・積極的に訪問して相談にのります。(アウトリーチの実施)

(4)事業所経営体制の強化

- ・経営状況を把握、分析し、経営を改善します。
- ・利用者ニーズを把握し、サービスの質の向上を図ります。
- ・他部署との連携により、経営体制を強化します。

災害対策計画関連

1 災害からいち早く復旧できる体制の整備

(1)BCP（事業継続計画）の運用

- ・BCPの職員への周知徹底、学習会を開催します。
- ・人事評価の目標に災害対策を位置づけ、職員の意識向上を図ります。
- ・各部署での事前対策を実施します。
- ・BCP（事業継続計画）の年度更新を実施します。

(2)各種訓練の実施

- ・利用者等避難訓練を実施します。(年2回)
- ・職員招集訓練を実施します。(年1回)
- ・通常業務復旧訓練の計画を作成し、実施します。
- ・感染症対策訓練の計画を作成し、実施します。

(3)リスク管理体制の強化

- ・ICT等インフラの整備のための現状把握と課題の整理を行います。(計画設定→実行)
- ・個人情報管理について現状把握と課題の整理を行います。(計画設定→実行)
- ・減災の取組みについて現状把握と課題の整理を行います。(計画設定→実行)
- ・必要に応じて各団体との委任契約・覚書等を締結します。(契約内容の確認、新規契約の検討)

2 市民生活の復旧・復興を支援するしくみの整備

(1)災害ボランティアセンター設置・運営

- ・災害ボランティアセンター設置・運営訓練を実施します。
- ・災害ボランティアコーディネーターの養成を行います。（養成講座実施）
- ・市や災害ボランティアコーディネーター連絡会等他機関との連携を強化します。（意見交換・情報共有）
- ・ICTやアプリを活用した運営を検討します。（活用方法の検討）
- ・災害ボランティアセンター設置・運営の手引きを活用します。（内容の確認→修正）

(2)市民への情報発信

- ・平常時から情報発信を行います。（随時）
- ・ホームページやSNS、広報紙等を活用します。（活用方法の検討）
- ・災害発生時の迅速な情報発信を検討します。（具体的な方法の検討）

(3)災害発生時に向けた事前対策

- ・包括的な相談支援体制を準備します。
- ・困りごとや貸付等の相談への対応を準備します。
- ・フードドライブ事業の活用方法を検討します。
- ・利用者の安否確認方法の確認と訓練を実施します。

3 市民やあらゆる関係機関の参加と協働・連携を図った地域づくりの推進

(1)地域での助け合い活動の推進

- ・助け合い活動を推進します。（ブロック社協等活動支援2か所）
- ・学習会等の開催を支援します。（学習会等の開催支援3か所）

(2)県社協、東尾張ブロック社協との連携体制の強化

- ・東尾張ブロック連絡会議や訓練へ参加します。
- ・日常的な連携体制を構築します。

(3)市との連携体制の強化

- ・防災のため市との事前協議を実施します。（定期開催）
- ・必要に応じて協定等の確認や見直しを行います。（定期開催）
- ・定期的な市防災計画会議、防災訓練へ参加します。

(4)他機関との連携・協力体制の整備

- ・他の社会福祉法人や福祉・医療・介護等に関する関係機関との連携・協力体制の整備を図ります。